

株 主 各 位

東京都港区芝浦3-8-10  
MA 芝浦ビル6階  
株式会社カラダノート  
代表取締役 佐藤 竜也

## 第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から慎重に検討した結果、適切な感染防止を実施の上、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただき、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただくよう強くお願い申し上げます。

事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページに記載のご案内に従って2021年10月25日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 1. 日 時                  | 2021年10月26日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）   |
| 2. 場 所                  | 東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS<br>4階 TKPガーデンシティPREMIUM田町   |
| 3. 目的事項<br>報告事項<br>決議事項 | 第13期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件<br>第1号議案 定款一部変更の件<br>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件<br>第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件<br>第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件<br>第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件<br>第6号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.karadanote.jp/ir>) に掲載させていただきます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.karadanote.jp/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
従って、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。
  - ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止について  
本株主総会における、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応や株主総会の運営に関する重要な変更(開催日時や開催場所の変更等)が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.karadanote.jp/ir>) にてお知らせします。  
株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合には、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいようお願いいたします。  
本株主総会会場の規則により、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお控えいただく、又はご退場をお願いする場合がございます。  
ご来場の場合は、マスクを着用される等、ご自身及び周囲の方への感染予防にご配慮をお願いいたします。  
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることからご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。  
株主総会の議事は、開催時間を短縮する観点から、議場における一部事項の詳細な説明を省略させていただく可能性がございます。  
株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(当社の対応)

運営スタッフは、体調を十分確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。会場内各所にアルコール消毒液を設置予定ですが、状況によりご準備できない可能性がございます。  
当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、マスク着用としております。

## 議決権行使方法のご案内

新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、株主総会当日のご出席は控えていただき、郵送またはインターネットなどによる議決権行使をご推奨申し上げます。

### 株主総会にご出席いただけない方

#### 郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行 使 期 限

2021年10月25日（月曜日）  
午後6時到着分まで

#### インターネット



当社の指定する議決権行使サイト  
(<https://evote.tr.mufig.jp/>) に  
アクセスしていただき、行使期限までにご行ください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください→

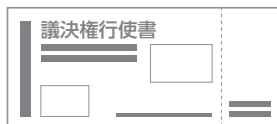
#### スマートフォンをご利用の株主様

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。但し、2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

#### 行 使 期 限

2021年10月25日（月曜日）  
午後6時行使分まで

### 株主総会にご出席いただける方



#### 株主総会開催日時

2021年10月26日（火曜日）午前10時

当日ご出席の際は、必ず株主様が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

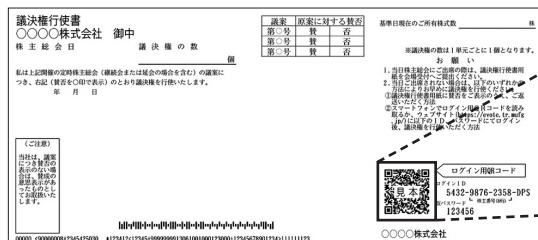
また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります。）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

※体調不良と思われる株主様のご入場はお断りする場合がございます。

▶ QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

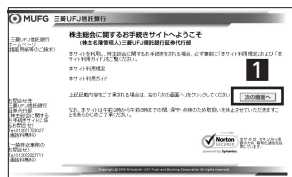


**!** QRコードによる議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合は下記のログインID・パスワードを入力する方法をご利用ください。

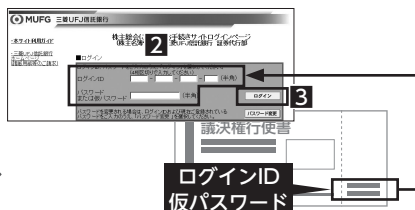
▶ ログインID・パスワードを入力する方法

**1** 議決権行使サイトへアクセス  
<https://evote.tr.mufg.jp/>



**1** 「次の画面へ」をクリック

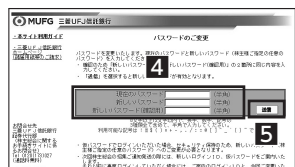
**2** ログインする



**2** お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力  
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します)

**3** 「ログイン」をクリック

**3** パスワードを登録



**4** 「現在のパスワード」入力欄、「新しいパスワード」入力欄及び「新しいパスワード(確認用)」入力欄の全てに入力  
(パスワードはお忘れにならないようご注意ください。)

**5** 「送信」をクリック

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
  - ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ : 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)  
: ☎0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 9:00~21:00

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加し、また、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 (条文省略)	第1章 総則 第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。
1～23 (条文省略)	1～23 (現行どおり)
(新設)	24 生活用品・飲食物等の企画、開発、制作、販売、 <u>運用及び管理</u>
(新設)	25 コールセンター及びコンタクトセンターに関する <u>運用及び管理</u>
(新設)	26 医療機器及び関連器具の企画、設計、開発、製造及び販売
(新設)	27 アプリケーションソフトウェアの企画、開発、制作、販売、賃貸、運営、管理及び保守
24 (条文省略)	28 (現行どおり)
25 (条文省略)	29 (現行どおり)
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。  (1) 取締役会  (2) 監査役  (3) 監査役会  (4) 会計監査人</p> <p>第2章 株式  第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会  第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会  (員数)  第19条 当社の取締役は、3名以上7名以内とする。</p> <p>(選任方法)  第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)  3 (条文省略)</p> <p>(任期)  第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (条文省略)  (新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。  (1) 取締役会  (2) 監査等委員会  (削除)  (3) 会計監査人</p> <p>第2章 株式  第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会  第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会  (員数)  第19条 当社の監査等委員でない取締役は、3名以上7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法)  第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)  3 (現行どおり)</p> <p>(任期)  第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  3 (現行どおり)  4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役</u>を選定する。</p> <p>2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第30条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への委任) 第31条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	(削除)
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て取締役会が定める。</p> <p>第7章 計算 第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程) 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、監査等委員会の同意を得て取締役会が定める。</p> <p>第7章 計算 第39条～第42条 (現行どおり)</p>

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として発生するものいたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	(さとう たつや) 佐藤 竜也 (1984年7月24日生)	2004年2月 株式会社フラクタリスト インターン 2007年4月 同社 入社 2008年12月 株式会社プラスアール（現当社）設立 代表取締役 就任（現任）  <重要な兼職の状況> なし	3,350,000株
2	(ひらおか あきら) 平岡 晃 (1985年7月26日生)	2010年4月 株式会社日立製作所 入社 2013年8月 B Cホールディングス株式会社 入社 2015年7月 株式会社ミクシィ 入社 2017年2月 当社入社 コーポレート部長 就任 2018年7月 当社取締役兼コーポレート本部長 就任 (現任)  <重要な兼職の状況> なし	4,000株
3	(やまもと かずまさ) 山本 和正 (1991年5月20日生)	2014年4月 株式会社Q（現セカイエ株式会社）入社 2020年2月 当社入社 2020年4月 当社サービス本部副本部長 就任 2020年6月 当社取締役兼サービス本部長 就任 2021年2月 当社取締役兼ビジネス本部長 就任（現任）  <重要な兼職の状況> なし	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 取締役候補者佐藤竜也氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

3. 当社は、全役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として発生するものいたします。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	(たなか ゆうすけ) 田中 祐介 (1975年3月29日生)	2000年6月 株式会社フラクタルコミュニケーションズ (株式会社フラクタリスト) 設立 代表取締役 就任 2010年4月 ピド株式会社 (現株式会社クロスシー) 設立 代表取締役 就任 (現任) 2011年10月 当社取締役 就任 (現任) 2012年8月 ヤフー株式会社 入社 2014年7月 同社執行役員 就任 (現任) 2018年4月 株式会社GYAO代表取締役 就任 (現任) 2021年4月 Z Entertainment株式会社 取締役 Chief Business Officer 就任 (現任) <重要な兼職の状況> 株式会社クロスシー 代表取締役 Z Entertainment株式会社 取締役 Chief Business Officer 株式会社GYAO 代表取締役	75,000株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 田中祐介氏は、経営についての知見を有しており、経営監督機能など経営全般に対する経験があることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	(ながの しゅういち) 長野 修一 (1985年7月24日生)	2013年1月 本杉法律事務所 入所 2014年5月 フックパッド株式会社 入社 2017年6月 株式会社オウチーノ 入社 2017年6月 同社法務部長 就任 2017年6月 弁護士法人長野法律事務所 入所 (現任) 2018年10月 株式会社くふうカンパニー 入社 (現任) 2020年10月 当社監査役 就任 (現任) <重要な兼職の状況> 弁護士法人長野法律事務所 株式会社くふうカンパニー	一株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 長野修一氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験、ガバナンス整備の経験があることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。			
3	(よこやま けいこ) 横山 敬子 (1971年9月25日生)	1994年4月 株式会社コサカ 入社 2003年11月 監査法人コスモス 入所 2004年7月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ) 入所 2007年5月 公認会計士 登録 2016年7月 ENECHANGE株式会社常勤監査役 就任 2020年2月 横山敬子公認会計士事務所設立 代表 (現任) 2020年3月 ENECHANGE株式会社 監査役 就任 (現任) 2020年4月 株式会社フュービック常勤監査役 就任 (現任) <重要な兼職の状況> 横山敬子公認会計士事務所 代表 ENECHANGE株式会社 監査役 株式会社フュービック 常勤監査役	一株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 横山敬子氏は、公認会計士としての専門性と監査の実務経験があることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
4	(なかむら よしかず) 中村 賀一 (1973年3月11日生)	1995年10月 監査法人トーマツ(現有限責任 監査法人トーマツ) 入所 2000年7月 平田公認会計士事務所 入所 2004年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役 就任 (現任) 2015年1月 株式会社ネオキャリア監査役 就任 2015年9月 株式会社イデアル監査役 就任 2016年1月 株式会社ユーザーローカル監査役 就任 (現任) <重要な兼職の状況> 株式会社エンバイオ・ホールディングス 取締役 株式会社ユーザーローカル 監査役	一株
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 中村賀一氏は、公認会計士としての専門性と監査の実務経験経験があることから、当社において監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選定いたしました。			

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.田中祐介氏、長野修一氏、横山敬子氏及び中村賀一氏は社外取締役の候補者であります。
- 3.田中祐介氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。
- 4.長野修一氏は、現在、当社の監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
- 5.田中祐介氏、長野修一氏、横山敬子氏及び中村賀一氏は新任の監査等委員である取締役の候補者であります。
- 6.田中祐介氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
- 7.長野修一氏及び横山敬子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 8.当社は、田中祐介氏との間に会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役として同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、また長野修一氏との間に会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、監査役として同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。本議案が原案どおり承認された場合は、各氏との間

で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

また、横山敬子氏及び中村賀一氏の選任が承認可決された場合は、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

9. 当社は、全役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年6月26日開催の臨時株主総会において年額1億円以内とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、年額1億円以内と定めること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、2021年9月15日開催の取締役会の決議により、後掲の（ご参考②）のとおり、当該方針を定めており、本議案の内容は、当該方針にも合致するものであり、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名となります。なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力発生を条件として発生するものといたします。

#### **第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額3,000万円以内と定めること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、本議案による監査等委員である取締役の報酬額の設定は、これまでの監査役の報酬額、対象取締役の人数水準及び監査等委員の職責等に照らした報酬枠として、総合的に勘案して決定したものであり、相当であると考えております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となる予定です。本議案に係る決議の効力は、第1号議案にかかる定款変更の効力発生を条件として発生するものといたします。



## 第6号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」において、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と定めることにつきご承認をお願いしておりますが、今般、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2,000万円以内とさせていただきますと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとさせていただきますと存じます。

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告29頁に記載のとおりであります。2021年9月15日開催の取締役会において、以下の（ご参考②）のとおり当該方針を変更しており、本議案は、当該変更された方針に沿った内容となっております。また、本議案に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の年額の上限の範囲内とすること、本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.3%（10年間にわたり譲渡制限付株式を上限数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.2%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的

な範囲で調整する。)とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、払込期日から、2年から5年までの間で当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあること(これに加えて、当社の取締役会が定める一定の業績目標が解除条件とされた場合には当該目標の達成)を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が正当と定める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会が定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(7) 上記 (6) に規定する場合においては、当社は、上記 (6) の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(8) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

#### (ご参考①)

当社は、本議案が承認されることを条件として、当社の従業員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

#### (ご参考②)

##### (i) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じとする。）の報酬は、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）により構成されます。

##### (ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案

して取締役会にて決定しております。なお、基本報酬（金銭報酬）については在任中毎月支給します。

(iii) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、業務執行取締役に対して付与します。

譲渡制限付株式報酬を付与する場合、譲渡制限付株式割当契約においては、①2年間から5年間までのうち取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること等を定めます。譲渡制限付株式報酬の付与にあたっては、制度の目的、対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、適切な水準を設定します。

なお、譲渡制限付株式報酬を付与する場合には、株主総会が定める上限の範囲内で、原則として一事業年度につき一度付与します。

(iv) 基本報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、担当業務、会社業績及び他社水準等の諸般の事情を総合的に勘案して決定される基本報酬と非金銭報酬の割合とします。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の取締役その他の第三者への委任に関する事項、その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の報酬等については、株主総会にて決議された限度額の範囲で、取締役会にて決定します。

以 上

## 事業報告

(2020年8月1日から  
2021年7月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

厚生労働省の2020年人口動態統計によると、日本人の国内出生数は84万8千人となり、年々減少傾向にあるものの、インターネット広告市場は株式会社電通「2020年 日本の広告費」によると世界的な新型コロナウイルス感染症（新型コロナ）拡大がありましたが、前年比5.9%増の2兆2,290億円と今後も順調な成長が見込まれております。

そのような環境の下、当社においては、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンのもと、家族とのつながりを起点としたファミリーデータプラットフォーム事業を推進しております。

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により発令された緊急事態宣言の影響で個人消費や企業活動が制限され、景気が急速に悪化いたしました。いまだ国内においては感染拡大が継続しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社においては、保険領域にてユーザーの保険見直しニーズの高まりによる送客件数の増加、住宅・宅配水領域などの新規顧客開拓強化、オリジナル出生届を中心としたプレゼント構成の見直しによる費用削減、新規事業・サービスの開始等、数多くの施策を行ってまいりました。

こうした取り組みの結果、当事業年度の売上高は1,002,043千円（前年同期比36.7%増）、営業利益は223,208千円（前年同期比81.2%増）、経常利益は208,259千円（前年同期比67.8%増）、当期純利益は139,054千円（前年同期比66.2%増）となりました。

また、当社の事業セグメントはファミリーデータプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は21,437千円であります。

その内容は、主に本社オフィス移転に伴うオフィス構築費及び従業員等への貸与するパソコンの購入となります。

### (3) 資金調達の状況

2020年10月27日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額507,067千円の資金調達を行いました。

### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の事項を主要な課題として認識しており、継続的に取り組んでおります。

#### ①認知度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために当社は、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

#### ②継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するために、当社は、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考えております。

当社は、ファミリーデータプラットフォーム事業で構築したビジネスモデルを、現在のターゲットのみならず、中長期的には家族全般へのターゲットを進めるべく、横展開を実施していく予定であります。今後も中長期の競争力確保につながる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、インターネット市場向けの新規事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

#### ③プロダクトやサービスの拡大

ファミリーデータプラットフォーム事業では「全員プレゼントキャンペーン」を基軸として、ユーザーと商材を効率的にマッチングさせることで収益化を実現しており、ファミリーデータプラットフォームで獲得したユーザーにユーザーのライフスタイルにあった商材をレ



コメントするだけでなく、会員限定のコンテンツの配信等を通じて、ユーザーのロイヤルティを高めつつ、収益拡大を実現してまいりました。今後、ファミリーデータプラットフォーム事業の横展開だけでなく、各サービスで獲得したビッグデータを活用したプロダクトやサービスの開発を進めてまいります。

#### ④ユーザーのアクセスログの蓄積、解析体制の強化

当社は、多くのユーザーのアクセスログを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのアクセスログに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層アクセスログを独自に解析する体制を強化してまいります。

#### ⑤優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社のサービスの充実や拡大をするためのエンジニア、クライアントの開拓を担当する営業人員の採用等を適時行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

#### ⑥M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社が運営するインターネットメディアとのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上につながるよう進めてまいります。

#### ⑦内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

### ⑧システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

### ⑨技術革新や事業環境の変化への対応

当社の事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが早く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードが早い環境となっております。

当社は、このような変化に対しても迅速に対応し、インターネットメディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、ファミリーデータプラットフォーム事業を通じたユーザーデータの蓄積は当社の競争優位の源泉と考えており、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社の継続的な成長に必要不可欠であると考えます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第10期	2019年度 第11期	2020年度 第12期	2021年度 (当期) 第13期
売 上 高	479,183 千円	637,637 千円	732,883 千円	1,002,043 千円
経 常 利 益	89,930 千円	90,900 千円	124,131 千円	208,259 千円
当 期 純 利 益	64,254 千円	63,252 千円	83,649 千円	139,054 千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	12.85 円	12.65 円	16.73 円	23.47 円
総 資 産	234,436 千円	307,406 千円	438,436 千円	1,137,816 千円
純 資 産	172,149 千円	235,401 千円	316,751 千円	967,853 千円

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、2018年11月1日付で株式1株につき20,000株の株式分割を行っております。2018年度の1株当たり当期純利益については、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益を記載しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2021年7月31日現在）

事業	主要製品
ファミリーデータプラットフォーム事業	自社メディア等により収集するデータベースを元に、ユーザーのニーズに合った商材を提供しているクライアント又は自社サービスをマッチングする

(8) 主要な営業所及び工場（2021年7月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区

(9) 従業員の状況（2021年7月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40（4）名	10名増（2名増）	32.5歳	1.9年

（注）臨時従業員（嘱託社員、インターン、パートタイマーを含む）は（）外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2021年7月31日現在）  
該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

①株式上場について

当社株式は、2020年10月27日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

②監査等委員会設置会社への移行について

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

③本社移転について

当社は、2021年1月1日付をもって、本社を東京都港区芝浦三丁目8番10号に移転いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 6,237,400 株

(2) 株主数 7,279名

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐藤 竜也	3,350,000 株	53.70 %
田中 祐介	75,000	1.20
穂田 誉輝	65,200	1.04
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	61,900	0.99
引字 圭祐	55,600	0.89
AKパートナーズ株式会社	50,000	0.80
株式会社SBI証券	38,800	0.62
JPモルガン証券株式会社	32,705	0.52
SMB C日興証券株式会社	15,600	0.25
日本証券金融株式会社	15,300	0.24

(4) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当期末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

##### ①新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は以下の通りです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	発行価格	行使価格	行使期間
第1回新株予約権 (2019年3月19日)	396個	普通株式 39,600株	無償	300円	2021年4月2日 ～2029年3月1日
第2回新株予約権 (2020年5月19日)	175個	普通株式 17,500株	無償	575円	2022年6月1日 ～2030年4月30日

##### (注) 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- iii 新株予約権者は、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。

##### ②当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は以下の通りです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	350個	35,000株	1名
	第2回新株予約権	175個	17,500株	1名
監査役	第1回新株予約権	46個	4,600株	2名

- (注) 1. 第2回新株予約権発行時に付与された取締役の新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
2. 社外取締役は、新株予約権を有しておりません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐藤 竜也	
取締役	平岡 晃	コーポレート本部長
取締役	山本 和正	ビジネス本部長
取締役（社外）	田中 祐介	株式会社クロスシー 代表取締役 Z Entertainment株式会社 取締役 Chief Business Officer 株式会社GYAO 代表取締役
常勤監査役（社外）	氏家 洋輔	公認会計士
監査役（社外）	武田 健二	株式会社メディアシーク 監査役 株式会社オールアバウト 取締役
監査役（社外）	山田 啓之	Fringe81株式会社 社外監査役 株式会社カオナビ 社外監査役 Chatwork株式会社 社外監査役
監査役（社外）	長野 修一	弁護士法人長野法律事務所 株式会社くふうカンパニー

- (注) 1. 取締役田中祐介氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役氏家洋輔氏、監査役武田健二氏、山田啓之氏、長野修一氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役田中祐介氏及び監査役氏家洋輔氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役氏家洋輔氏及び監査役山田啓之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役氏家洋輔氏は、公認会計士の資格を有しております。
  - ・監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ①被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役。

#### ②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、上記の決定方針の決議前の報酬制度に従って決定されたものですが、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

##### (i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。なお、より一層の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを機能させるため、基本報酬に加えて、業績連動報酬及び株式報酬を導入することも今後検討することとしております。

##### (ii) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の臨時株主総会において、年額1億円以内とご承認いただいております。

当該株主総会終結時点における取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。

また、監査役の報酬限度額は、2018年12月14日開催の臨時株主総会において、年額3,000万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は4名です。

### ③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	35,274 (1,950)	35,274 (1,950)	—	—	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,700 (11,700)	11,700 (11,700)	—	—	4 (4)

### (5) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

当社と各社外役員の重要な各兼職先の間には特別の関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況等
取締役	田中 祐介	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
常勤監査役	氏家 洋輔	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回（出席率100％）、監査役会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	武田 健二	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回（出席率94％）、監査役会14回のうち13回（出席率93％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
監査役	山田 啓之	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回（出席率100％）、監査役会14回のうち14回（出席率100％）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地及び社外役員としての豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。

監査役 長野 修一	2020年10月の就任後、当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回（出席率100%）、監査役会11回のうち11回（出席率100%）に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
-----------	--

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

### ③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 田中 祐介	事業会社における経営者としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 当社が会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画における監査時間及び要員計画、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

- (3) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合若しくは監査役会が解任又は不再任が相当と認められる事由（新たな会計監査人を選任することが相当であると認められる事由を含む）が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定いたします。



## 6. 会社の体制及び方針

〈業務の適正を確保するための体制の整備〉

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、「リスク・コンプライアンス基本方針」並びに「リスク管理規程」を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させるものとする。
  - ② 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めるものとする。
  - ③ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。具体的には、取締役及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を行う。
  - ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、外部に通報窓口を設け、内部通報制度の整備を行う。
  - ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署をコーポレート本部と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制とする。
  - ⑥ 監査役及び内部監査室担当者は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役会に報告を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
  - ② 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書を閲覧できる保存管理体制とする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当役員を置き、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
  - ② リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
  - ③ 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
  - ② 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
  - ③ 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
  - ④ 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
  - ⑤ 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役及び担当役員との合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
  - ② 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
  - ③ 監査役補助使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- (ア) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
  - (イ) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室担当者は内部監査の結果を報告する。
  - (ウ) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- (7) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- (8) 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、月1回以上開催する。
  - ② 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
  - ③ 監査役は、代表取締役との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
  - ④ 監査役は、内部監査室担当者と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室担当者に調査を依頼することができる。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会規程に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、経営上の重要事項を決定するとともに、職務執行の報告を受け、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会規程に基づき、原則として月1回の監査役会を開催し、監査役相互の意見交換を行うとともに、内部監査室担当者からの報告を受け、対処すべき課題についての指示を行うなど、内部監査室担当者と連携して監査の実効性の向上を図りました。また、常勤監査役が、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の報告を受けるなどの情報収集を行いました。

(3) 内部監査の実施

内部監査室担当者が、年間の監査計画に基づき各部署に対して内部監査を実施し、法令等の遵守状況及び業務上のリスクの把握を行い、適宜改善を図りました。監査結果は代表取締役へ報告しております。

〈剰余金の配当等の決定に関する方針〉

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,090,819	流動負債	166,093
現金及び預金	964,940	買掛金	29,288
売掛金	108,069	未払金	36,828
原材料及び貯蔵品	11,541	未払費用	16,949
前渡金	855	未払法人税等	52,115
前払費用	5,411	未払消費税等	28,960
固定資産	46,996	預り金	1,917
有形固定資産	15,825	その他	33
建物	10,469	固定負債	3,868
工具、器具及び備品	5,356	資産除去債務	3,868
無形固定資産	7,218	負債合計	169,962
ソフトウェア	7,218	(純資産の部)	
投資その他の資産	23,952	株主資本	967,853
長期前払費用	660	資本金	286,023
繰延税金資産	6,336	資本剰余金	276,023
差入保証金	16,956	資本準備金	276,023
		利益剰余金	405,806
		その他利益剰余金	405,806
		繰越利益剰余金	405,806
		純資産合計	967,853
資産合計	1,137,816	負債・純資産合計	1,137,816

## 損 益 計 算 書

(2020年 8 月 1 日から  
2021年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,002,043
売 上 原 価		241,613
売 上 総 利 益		760,429
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		537,221
営 業 利 益		223,208
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
そ の 他	28	33
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	14,982	14,982
経 常 利 益		208,259
税 引 前 当 期 純 利 益		208,259
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64,647	
法 人 税 等 調 整 額	4,556	69,204
当 期 純 利 益		139,054

# 独立監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月13日

株式会社カラダノート  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀧野 恭司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中山 太一 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カラダノートの2020年8月1日から2021年7月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査チームその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月13日

株式会社カラダノート 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 氏家 洋輔 ㊟

監査役（社外監査役） 武田 健二 ㊟

監査役（社外監査役） 山田 啓之 ㊟

監査役（社外監査役） 長野 修一 ㊟

以上

## 株主総会会場ご案内図

### ●会場情報

〒108-0023

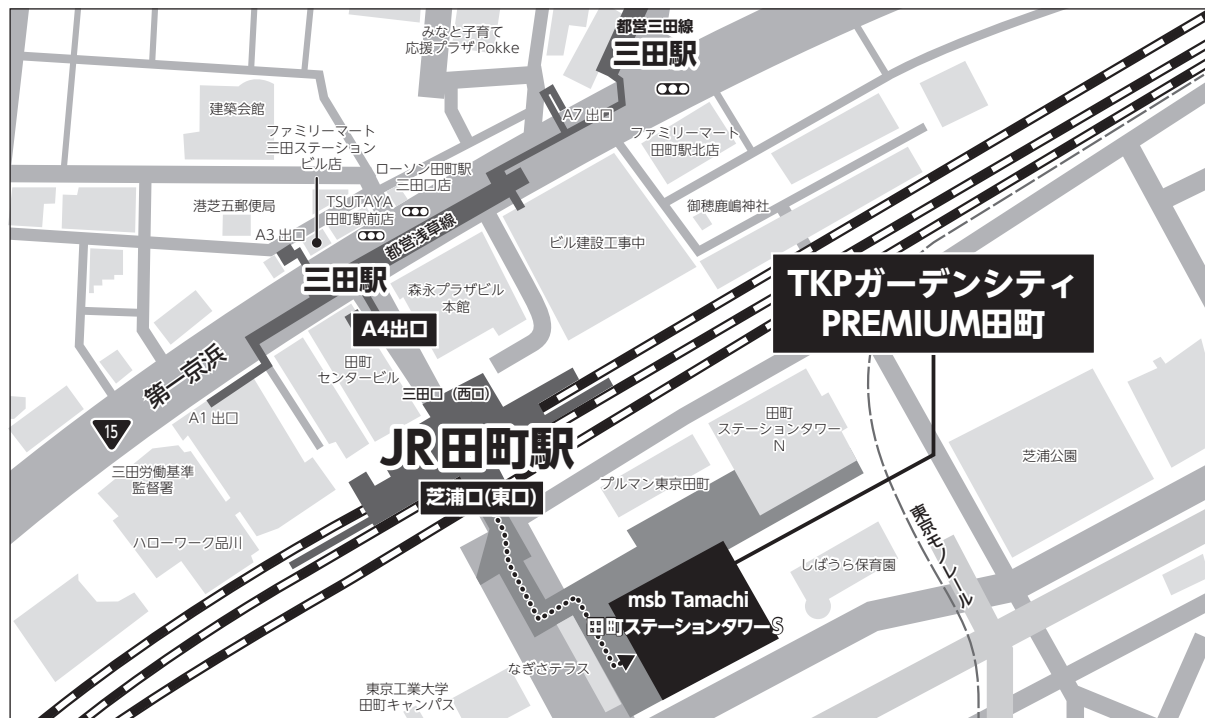
東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階  
TKPガーデンシティPREMIUM田町

JR京浜東北線 田町駅 東口 徒歩1分

JR山手線 田町(東京都)駅 東口 徒歩1分

都営浅草線 三田駅 A4 徒歩5分

都営三田線 三田駅 A4 徒歩5分



- JR田町駅改札フロアより、ペデストリアンデッキ（歩行者用通路）がビルまでつながっております。
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。